

令和6年度やまがたカーボンニュートラル大使活動活性化支援事業業務委託 基本仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度やまがたカーボンニュートラル大使活動活性化支援事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、県内小・中・高校生の「やまがたカーボンニュートラル大使（以下、「大使」という。）」が、カーボンニュートラル実現に向けた取組みを紹介する動画を制作し発信することにより、若者のカーボンニュートラルに関する意識を醸成し、県民のカーボンニュートラルへの理解度向上と行動変容を促すとともに、大使の活動発表会を開催することにより、環境問題に関心を持ち、自発的に行動できる若者の育成を図ることを目的とする。

3 期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

(1) 大使の取組み内容を紹介する動画の制作

県から大使に委嘱された県内の小・中・高校生によるカーボンニュートラル実現に向けた取組みを紹介する動画の制作に係る企画立案、出演者との調整、撮影・編集等の業務を行うこと。なお、制作動画は以下の内容を満たすものとし、企画提案書において内容を提案すること。

① 制作動画

ア ターゲット

若年世代を中心とする県民

イ 動画内容

大使の取組み紹介

ウ 動画時間

5分程度

エ 動画本数

10本程度（合計10グループ程度を想定）

オ その他

動画本数については、発注者と協議の上決定すること。

② 動画の企画・構成及び出演者との各種調整

- ・ 動画の企画内容を発注者に提出し、発注者と協議の上内容を確定すること。
- ・ 内容確定後、各大使所属校長宛てに出演依頼を行い、撮影日程等の各種調整を行うこと。
- ・ 確定した企画内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、テキスト（絵コンテを含む）等を製作すること。

③ 撮影

確定した企画内容に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと。

なお、撮影に係る肖像権・著作権の処理を行い、制作された動画やこれを基に編集された動画・画像を発注者が二次利用できるよう同意を得ること。また、

撮影に係る使用料、出演料、謝礼の費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

④ 編集

撮影した動画のサムネイル作成、映像・音量の調整、字幕・テロップの追加等の編集作業を行い、配信動画を制作すること。

ア 動画の仕様

配信用動画は次の要件・規格で、12月27日（金）までに納付すること。

(ア) 画面比率16:9、原則1280×720(ハイビジョン)または1920×1080(フルハイビジョン)のいずれかとする。

(イ) 動画はデータ納品及びDVD納品とする。

- ・納品データは、YouTubeで再生可能な形式(WMV、MPEG4、MOVなど)とする。
- ・納品DVDは、市販のDVDプレーヤーで再生ができるように、データ形式をDVD-Video形式に変換し書込みを行ったものとする。

イ 動画内容の確定

発注者は提出された動画内容の確認を行う。また両者協議の上、受託者は必要に応じて動画の修正を行い、最終的に発注者が内容を確定するものとする。

(2) 制作動画をより効果的に発信するための広報素材の制作

(1)で制作した動画をより効果的に発信するための広報素材を制作し、12月27日（金）までに納付すること。なお、制作する素材は以下の内容を満たすものとし、企画提案書において内容を提案すること。

① ターゲット層

若年世代を中心とする県民

② 仕様

- ・カーボンニュートラル社会の実現に向けて県民への訴求効果があるもの。
- ・(1)で制作した動画への誘導を促すもの。
- ・紙媒体以外のもの。

③ ツールの内容については、発注者と協議のうえ確定する。

(3) 山形県カーボンニュートラルチャレンジ応援補助金実施業務

委託期間内に実施する、山形県カーボンニュートラルチャレンジ応援補助金(以下、「補助金」という。)に係る以下の業務を行うこと。

① リーフレット作成業務

補助金募集に係るリーフレットの作成を行うこと。

② 募集業務

各大使に補助金の周知及び募集を行うこと。

③ 申請受付等業務

ア 補助金の申請受付、審査及び県への進達

イ 補助金の概算払い請求の受付及び県への進達

ウ 補助金の実績報告の受付、審査及び県への進達

エ 補助金の事業変更承認申請書及び補助事業中止申請書の受付、審査及び県への進達

(4) 大使の活動発表会の開催

環境問題に関心を持ち、自発的に行動できる若者の育成を図ることを目的として、高校生の大使を対象に活動発表会を開催すること。なお、活動発表会に係る業務内容は、以下の内容を満たすものとし、企画提案書にて内容を提案すること。

① 活動発表会の企画立案

活動発表会の内容及び日程について、開催日の45日前までに発注者に書面にて提案すること。なお、内容は、自発的に行動できる若者の育成が見込めるものとし、開催時期は1月下旬とすること。内容及び日程は発注者と協議のうえ確定する。

② 各種調整業務

各大使、助言者、会場管理者等と日程の調整を行い、会場の確保及び出欠の取りまとめを行うこと。

③ 機材及び設備の確保

活動発表会は実地による開催とし、以下の機材・設備を準備すること。

- ・発表用ステージ
- ・発表用スクリーン
- ・発表用プロジェクター
- ・発表用ノートパソコン
- ・発表用レーザーポインター
- ・ワイヤレスマイク（司会、助言者、発表者等用）
- ・録音用ICレコーダー
- ・卓上ネームプレート
- ・各種音響設備
- ・撮影用カメラ
- ・その他、活動発表会の開催にあたり必要となる機材等

④ 資料の作成

当日のシナリオ及び次第等の下記資料を作成し、開催14日前までに発注者に提出すること。

- ・次第
- ・発表グループ一覧表
- ・当日シナリオ
- ・その他、活動発表会の開催に係る資料等

⑤ 当日の運営事務

発表会当日の以下の運営事務を行うこと。

- ア 会場準備、片付け
- イ 受付
- ウ 司会及び進行
- エ 発表者・助言者等の誘導
- オ 発表者の補助
- カ 写真撮影
- キ その他、発表会の開催にあたり必要となる運営事務等

⑥ 議事録の作成

活動発表会の議事録を開催後14日以内にCD-R等にて発注者に提出すること。

⑦ 報償費及び旅費の支払い

活動発表会に出席した助言者に対して報償費及び旅費を、各大使に対して旅

費を支払うこと。

(5) その他

予め各業務のスケジュールを設定して事業を実施することとし、各業務実施日の10日前までに発注者あてに実施計画書を提出すること。

5 成果品

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了に係る次の書類を提出すること。

(1) 業務完了報告書：2部

(2) 事業実績がわかる報告書：2部、電子ファイル（CD-R）：1部

※大使の制作動画については、その再生数等の実績を報告書に記載すること。

6 著作権

(1) 本業務は、著作権法(昭和45年法律第48号)に問題が生じないよう配慮すること。

(2) 本業務により新たに発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

(3) 本業務により新たに発生した版権は、すべて発注者に帰属するものとする。

(4) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

7 受注者の義務

(1) 受注者は、本業務の履行にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識と知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

(2) 本業務の進捗状況を発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。

(3) 本仕様書は本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても必要と認められるものについては充足しなければならない。

(4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(5) 本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。

8 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合や、本仕様書に記載されていない事項については、その都度、発注者と受注者で協議のうえ対応を決定するものとする。